

平成 26 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社豊和銀行  
代表者名 取締役頭取 権藤 淳  
(コード番号 8559 福証)  
問合せ先 執行役員 経営管理部長 佐藤俊明  
(TEL. 097-534-2611)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当行は、平成 26 年 5 月 14 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 26 年 6 月 27 日開催予定の第 96 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 平成 26 年 3 月に C 種優先株式を消却したことに伴い同株式に係る規定が不要となりますので、当該規定を削除するものです。(現行定款第 12 条の 4)
- (2) 上記のほか、条数の繰り上げ等所要の変更を行うものです。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、下表のとおりです。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第5条 (省略)	第1条～第5条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当銀行の発行可能株式総数は、3億3千万株とし、普通株式、A種優先株式、B種優先株式、 <u>C種優先株式</u> 及びD種優先株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ、3億6千万株、6百万株、3百万株、9百万株及び1千6百万株とする。	第6条 当銀行の発行可能株式総数は、3億3千万株とし、普通株式、A種優先株式、B種優先株式及びD種優先株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ、3億6千万株、6百万株、3百万株及び1千6百万株とする。
第7条～第12条 (省略)	第7条～第12条 (現行どおり)
第2章の2 優先株式	第2章の2 優先株式
第12条の2～第12条の3 (省略)	第12条の2～第12条の3 (現行どおり)
(C種優先株式)	
第12条の4 当銀行の発行するC種優先株式の内容	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>は次のとおりとする。</p> <p><u>(C種優先配当金)</u></p> <p>1 当銀行は、第38条に定める期末の剰余金の配当を行うときは、C種優先株式を有する株主（以下「C種優先株主」という。）又はC種優先株式の登録株式質権者（以下「C種優先登録株式質権者」という。）に対して、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株につきC種優先株式の払込金額に発行に際して取締役会で定める配当年率（6か月物日本円トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）を基準に上限2.50%を加えた変動年率とする。ただし、C種優先株式の発行日から5年を超えない一定の期間については上限5.00%の固定年率とすることができる。）を乗じた額の金銭（以下「C種優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該事業年度において第4項に定めるC種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p><u>(非累積条項)</u></p> <p>2 ある事業年度において、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額がC種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p><u>(非参加条項)</u></p> <p>3 C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対しては、C種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。</p> <p><u>(C種優先中間配当金)</u></p> <p>4 当銀行は、第39条に定める中間配当を行うときは、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株につきC種優先配当金の2分の1に相当する額を上限とする金銭（以下「C種優先中間配当金」という。）を支払う。</p> <p><u>(残余財産の分配)</u></p> <p>5 当銀行は、残余財産を分配するときは、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株につき発行に際して取締役会で定めるその払込金額に相当する額の金銭を支払う。C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対しては、このほか、残余財産の分配は行わない。</p> <p><u>(議決権)</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>6 <u>C種優先株主は、取締役の選任及び解任に係る議案を除き、株主総会において、議決権を有さない。ただし、定時株主総会にC種優先配当金の支払を受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、C種優先配当金の支払を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会終結の時からC種優先配当金の支払を受ける旨の決議がなされるまでの間は全ての議案について議決権を有するものとする。</u></p> <p><u>(株式の併合又は分割等)</u></p> <p>7 <u>法令に別段の定めがある場合を除き、C種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。C種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。</u></p> <p><u>(取得請求権)</u></p> <p>8 <u>C種優先株主は、下記①に定めるC種優先株式の取得を請求することができる期間(以下「C種取得請求期間」という。)中、下記②に定める条件で、当銀行がC種優先株式を取得すると引換えに当銀行の普通株式を交付することを請求することができるものとする。</u></p> <p><u>①C種取得請求期間</u></p> <p><u>払込の日の翌日から15年の間で発行に際して取締役会で定める期間</u></p> <p><u>②取得の条件</u></p> <p><u>C種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は次のとおりとし、取得の条件の詳細は下記(イ)乃至(ハ)に基づいて発行に際して取締役会で定める。</u></p> <p><u>取得と引換えに交付すべき普通株式数</u></p> $\frac{\text{C種優先株主が取得を請求したC種優先株式の払込金額の総額}}{\text{C種取得価額}}$ <p><u>取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出に当たっては、1株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨て、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わないものとする。</u></p> <p><u>(イ) 当初C種取得価額</u></p> <p><u>C種取得価額は、当初は普通株式の時価を基準とする。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(ロ) C種取得価額の修正  <u>C種取得価額は定期的にその時々  普通株式の時価に修正されるものとするが、その下限及び上限を定めることができる。</u></p> <p>(ハ) C種取得価額の調整  <u>C種優先株式の発行後、当銀行が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当銀行が保有する普通株式を処分する場合その他の一定の場合には、C種取得価額並びにその下限及び上限を調整することができる。</u></p> <p>(取得条項)  <u>9 当銀行は、C種取得請求期間中に取得請求のなかったC種優先株式を、同期間の末日の翌日以降の日で取締役会が定める日をもって取得し、これと引換えにC種優先株式1株につきその払込金額相当額を普通株式の時価で除して得られる数の普通株式を交付するものとし、その詳細は発行に際して取締役会で定める。当該取締役会では交付すべき普通株式数の上限及び下限を定めることができる。交付すべき普通株式数の算出において1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に従いこれを取り扱う。</u></p> <p>(D種優先株式)  第12条の5 当銀行の発行するD種優先株式の内容は次のとおりとする。  1～10 (省略)</p> <p>(優先順位)  第12条の6 A種優先株式、B種優先株式、<u>C種優先株式及びD種優先株式に係る優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の分配における支払順位は同順位とする。</u></p> <p>第13条～第40条 (省略)</p>	<p>(D種優先株式)  第12条の4 当銀行の発行するD種優先株式の内容は次のとおりとする。  1～10 (現行どおり)</p> <p>(優先順位)  第12条の5 A種優先株式、B種優先株式及びD種優先株式に係る優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の分配における支払順位は同順位とする。</p> <p>第13条～第40条 (現行どおり)</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 26 年 6 月 27 日

定款変更の効力発生日 平成 26 年 6 月 27 日

以 上

本件に関するお問合せ先 経営管理部 <sup>さいしよ</sup> 税所、田中（豊） TEL 097（534）2608